

**確定版（公開用）**

第7期 第11回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第11回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成31年2月7日（木）午後6時30分から午後6時48分
開催場所	中央ふれあい館2階特別会議室
出席者	齋藤委員長、田村副委員長 稲川委員、松本委員、板橋委員、森委員、植木委員、岡田委員、小林委員 (傍聴者) 2名
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○議 事</p> <p>・ 答申素案について</p> <p>○その他</p> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<p>1 次第</p> <p>2 席次表</p> <p>3 答申素案</p> <p>4 前回議事録の確定版</p>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>これより、傍聴者希望者2名に入室をしていただく。</p> <p>－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>これより第11回委員会を開会する。本日の出席者は9名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、次第の2、議事にはいる。</p> <p>資料の「答申素案」について、事務局より説明をお願いする。</p> <p>事務局（企画経営課担当者）</p>

議題の「答申素案」について説明させていただく。

本答申素案は、昨年の12月6日に開催した第10回運用推進委員会において示した骨子案について、委員からいただいた意見をもとに、素案としてまとめたものである。

過日、開催通知とともに委員には郵送にて送付し、確認いただいているが、この場で「答申素案」を読み上げ、委員から素案に対して意見をいただきたい。

素案を読み上げる。

「川口市自治基本条例の見直しの要否について（平成31年答申）

平成27年12月22日付、川企発第41号をもって諮問を受けた、川口市自治基本条例の見直しの要否について審議した結果、下記のとおり答申します。

一 はじめに

第7期川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会という。）は、川口市自治基本条例（平成21年4月1日施行。以下、自治基本条例という。）の見直しの要否についての諮問事項について、平成27年12月22日から現在まで、〇回にわたり委員会を開催し、慎重に調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

二 自治基本条例の見直しの要否について

現時点では条例の見直しの必要はないとの結論を得ました。

三 判断理由

自治基本条例は、条例制定までに5つの部会に分かれ、延べ240回という会議を重ね、多くの市民の参加を得て策定したものであり、本市が定める最高規範として、川口市をどのようなまちとしていくのか、その基本ルールを定めた憲法であり、理念的な条例です。

その運用においては、自治基本条例の基本理念を踏まえて別に定めるとされていた、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とした「川口市協働推進条例」、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障した「川口市市民参加条例」、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認することを目的とした「川口市市民投票条例」がそれぞれすでに制定されました。さらに、本市の最上位計画となる第5次川口市総合計画（平成28年度策定）においても、自治基本条例の基本理念を尊重しつつ、都市づくりのビジョンが策定されています。

このような背景をもとに、本委員会では条例見直しの要否にかかわる自治基本条例の趣旨や条文の解釈について、意見を交わし、検討を続け

てきました。会議の中では、市民の「責務」に対する意見として、自治基本条例第7条第4項には、市民は「権利を濫用してはならない」と記されており、市民に直接的に義務を課すものでないが、この条文により権利の有効性を一部制限しているとの意見や、本条例は市民本位の設計思想であり、義務の詳細な規定は条例全体のバランスを崩しかねないとの意見、さらに、日常生活に特段支障をきたすような規定がなく現時点では見直しの必要性がないとの意見など、条例改正の必要性がないとの意見が大半をしめました。

その一方で、中核市に移行し、より自主性・自立性が求められるようになったことで、自立した自治体運営の根拠となる「納税の義務」についてももう少し強調されるべきであるとの意見や、現在の条文構成が権利中心になっていることから、市民の「権利」と「義務」のバランスについて、もう一度考える必要があるとの意見、このほか、市民の定義について、居住者と非居住者は、法的な権利、義務や受益、負担の関係が異なるもので、一括して定義することは居住者としての住民を軽視するものであるとの意見など、条文に市民の責務などを明記するよう改正すべきとの意見が出されました。

こうした慎重な議論を経て、本委員会では、自治基本条例は市民の拠り所となる理念的な条例であり、時代の流れや価値観の変化とともに適合するかどうか見定めながら見守っていくことが妥当であるとの考えから、上述のとおり現時点で条例の見直しの必要はないとの判断にいたしました。

#### 四 附帯意見

本委員会は、これまで市長からの諮問に応じ審議して参りましたが、上記三で述べた市民の「定義」や「責務」、条例の「周知・啓発」などについては検討すべき点として、次期委員会において調査・審議していただきたい旨を申し添えます。

#### 五 おわりに

自治基本条例が今後も広く市民に浸透し、自治の主体である市民が幸せに暮らせる地域社会の実現に向け、次期委員会にしっかりとその役割を務めていただくよう引き継いで参ります。」

以上が、答申素案となる。

事務局からの説明は以上である。

委員長

ただいま、事務局から説明があったとおり、前回の委員会において示

された骨子案をもとに、素案として事務局にまとめていただいた。

答申の内容としては、まず、項目1の「はじめに」では、第7期委員会の開催回数など、開催の経緯について記載している。

次に、項目2では、「自治基本条例の見直しの要否について」として、ここで、前回会議で結論いただいたとおり、「見直しの必要なし」と結論付けている。

次に、項目3では、その「判断理由」を記載のとおり示しているが、特に裏面には、判断理由のもととなる委員からの意見を、少数意見も含め、記載している。

次に、項目4では、「附帯意見」として、3の「判断理由」で出た少数意見を、次期委員会において調査・審議していただく旨を記載している。

最後に、項目5では、「おわりに」ということで、委員会の姿勢を記載している。

以上のような素案を事務局から提示されたが、本素案に対して委員から意見を伺いたい。

何か意見のある方はお願いします。

－ 委員からなし －

委員長

特にないようであるが、改めて素案の文言を確認して、適切な表現に直したり、脱字等がないか確認したうえで、委員長一任として答申とさせていたいただきたいが、いかがか。

－ 異議なし －

委員長

異議なしとのことなので、以上のように決定した。

また、市長への答申については、今後、正副委員長、事務局と調整し、3月末もしくはそれ以降、都合を見ながら市長へ答申したいと考える。

また、答申後は、委員に答申の写しを送付するので、ご了承願いたい。本日の議事は以上とする。

本日の説明内容について確認したい点や意見があれば、のちほど事務局に連絡をいただきたい。

次に、次第3の「その他」について、委員から何かあるか。

－ 委員からなし －

委員長

事務局からは何かあるか。

事務局（企画経営課担当者）

ここで次回以降の委員会の進め方について、説明させていただく。

第7期委員会委員の任期が本年11月末をもって満了となることから、それまでに、次期委員会への申し送り事項の確認や答申の中で示した附帯意見の中身を検討していただければと考えている。

なお、日程については、調整の上、後日、委員にお知らせする。

また、さきほど答申の確認・確定について委員から賛同いただいたことから、本日の会議が年度内最後の会議の予定となる。

ここで、本年5月1日に川口市議会議員の任期満了に伴い、本委員会の委員も併せて退任予定となる稲川委員、松本委員のお二人から、一言ずつご挨拶を頂戴したい。

まず、はじめに稲川委員、お願いする。

－ 委員 あいさつ －

事務局（企画経営課担当者）

続いて、松本委員、お願いする。

－ 委員 あいさつ －

事務局（企画経営課担当者）

事務局からは以上である。

委員長

次回委員会の進め方及び日程調整については、今後、事務局において調整していただく。

この際、何か意見のある方はお願いする。

－ 委員からなし －

委員長

	<p>これをもって進行を事務局へ返す。</p> <p>事務局長（企画経営課長） これをもって、本日の会議は閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後6時48分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	未定